

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則
 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二六・人事課)
 訓令
 徴税吏員等の指定等に関する規程の一部を改正する訓令(三・税務課)

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県規則第二十六号

秋田県知事 寺田典城

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十四年秋田県規則第十八号)の一部を改正する。

第七條の二第一号中「監獄」の下に「(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十六條第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)」を加え、同條第二号中「(昭和二十三年法律第六十八号)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

秋田県訓令第三号

総務部税務課
各県税事務所

徴税吏員等の指定等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

徴税吏員等の指定等に関する規程の一部を改正する訓令

徴税吏員等の指定等に関する規程(昭和四十九年秋田県訓令第二号)を次のように改正する。

第一条第一項中「に属する吏員及び県税事務所に属する吏員」を「又は県税事務所に属する吏員(秋田県人事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)第三条に規定する表中一の発令を受けた場合で、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第一項に規定する条件付採用期間にある者を除く。)」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄